

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可
.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件).....
.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一
 - 都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課).....四
 - 都道の供用開始.....(同).....六
 - 道路法による道路の占用を制限する区域の指定.....
.....(建設局道路管理部監察指導課).....六
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の認定.....
.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....六
 - 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効.....
.....(同).....六
 - 市街地再開発組合の理事長の就任.....
.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....七
 - 事業協力者の公募.....(同).....七
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件).....
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....七

告示

東京都告示第七百七十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九條第一項の規定に基づき日野市川辺堀之内土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

日野市川辺堀之内土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

日野市大字豊田、大字川辺堀之内及び大字上田の各一部

四 事務所の所在地

日野市大字川辺堀之内五百八十八番地の一

五 設立認可の年月日

平成二十一年三月二十四日

六 変更内容

事業施行期間を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

七 変更許可の年月日

平成二十九年十二月六日

●東京都告示第七百七十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域

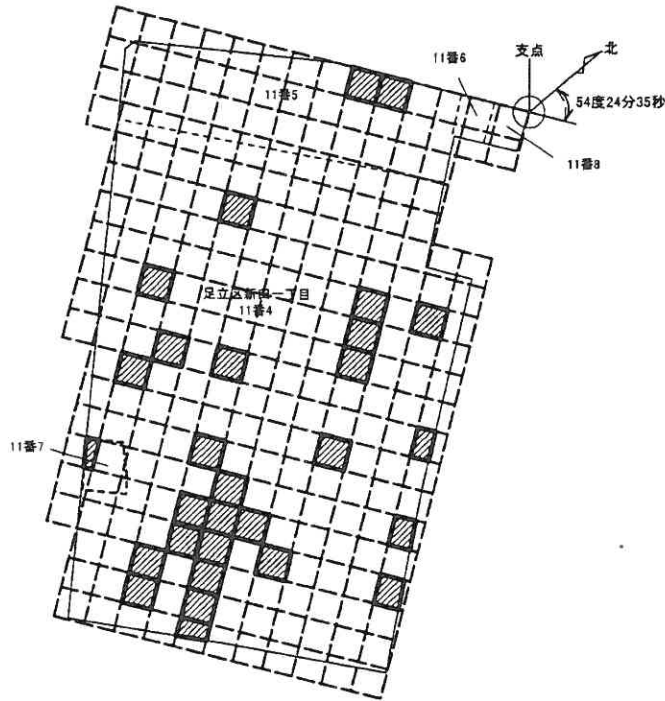
別図のとおり(足立区新田一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区新田一丁目11番8の最北端とする。

【格子の回転角度 (54度24分35秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎東京都告示第七百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(練馬区東大泉二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物